

環境変化と都市型火葬場

浅香 勝 輔

- I. 問題提起と課題
- II. 火葬場の指標たるべき理念
- III. 都市によって異なる火葬場への対応
 - (1) 都市計画と地方自治
 - (2) 火葬場の経営と事例
- IV. 施設内部からの環境変化
 - (1) 火葬炉をめぐる技術革新と建造物
 - (2) 周囲の植栽やアクセス道路
- V. 施設外部からの環境変化
 - (1) 在来地での改築
 - (2) 市街地からの離脱
- VI. 検討と小括

I. 問題提起と課題

小稿で筆者が立てた目標は、現代のわが国における都市研究のなかでの火葬場の問題点と、火葬場という施設をめぐる内外からの環境変化の実態との統一的把握によって、あらまほしき都市型火葬場のタイプと、今後の研究や計画への示唆を提出したいということである。

都市に関する実証的あるいは理論的な研究のうち、歴史学・地理学・社会学・都市計画学・都市工学などが、近代や現代の都市について果たした研究蓄積は大きい。ところが、その延長線上には、一般論としても特定都市としても、現代が抱える諸問題、諸課題が当然出てくる。それに関与すれば都市の研究は、その一つとして嫌忌施設といわれる都市施設の分野に踏み込まざるを得ない。嫌忌施設としては、ごみ焼却場・汚物処理場・し尿処分場・と畜場などとともに、火葬場がその代表としてあげられる。

火葬場は故人との最後の別れの場として、市民生活に深いかわりをもつ重要な都市施設の一つであり、その整備も都市にとって不可欠でありながら、我々が研究に着手し、その成果を世に問うまで、先行研究は皆無であった¹⁾。歴史地理学の側面からも、火葬場に関して、その変遷・立地・施設の内容・地域的特性などへの照射は、全くなかったといつてよい。

火葬場の研究は、まだ論争にも至らない基礎的段階にとどまっていて、今後集中的に開拓すべき学問的境界領域として残されている。それは頼るべき学術用語さえ乏しい困難な領域であるが、これまでの閉塞状況からみれば、新しい研究対象と考えている。

紙数の関係もあって、小稿では、多くの知見の火葬場のなかから特定対象を選択し、環境変化というポーリングの結果に収められて叙述する仕方に終始したので、不確定かつ独断的という批判は免れないかもしれない。しかし筆者としては、できるだけ即物的・動態的な事実の提示と、都市研究としての火葬場という場合に、都市研究にとってどういう含意なのかという表象化に努めたつもりである。また、日常と非日常との接点での火葬場機能の方向性を、環境変化と関連をもたせながら考究し尽くしたつもりである。

II. 火葬場の指標たるべき理念

まだ誰も火葬場の制度の理念はこうだといいた切った者はいない。そういう点では筆者もまったく自信はない。しかし、どうして理念を問題にするかという、都市の火葬場の現実には、

じつにさまざまな形があり、個性的ともいえるが、それぞれの都市が好きなようにやっているだけでは問題であろう。現実という応用問題に対して、どうしなければならないか、そのためには理念が要る。

火葬場という生々しい実務処理の場で、しっかりした枠組みでものをいうのと、単純に当面の物事をどう処理するかという立場でものをいうのでは、格段の差があるはずである。

理念のレベルで問題意識を共有しようという姿勢が、結果として現実場面に有効に働くようであってほしいと、小稿で取り上げた火葬場の数々を思いうかべて願っている。

理念が欠落していたという事実は、火葬場という施設が、いわば都市計画の狭間に生まれた存在であったためであろう。好んでここに来る者はないから、誰彼となく嫌われつつ、その一種独特な存在価値のゆえに、各都市で誕生してしまったものである。このどこか存在価値が明確に認められない根本的な揺らぎ性こそ、都市研究が火葬場を見過ごしてきた理由ではないだろうか。都市に寄りかかりつつ、それに根付けない。ここにある火葬場存在の懐疑が、都市研究に投げかけた問題は大きい。

昭和50年代後半に都市論や江戸・東京学に関する多数の出版物が刊行された。しかし、近現代の都市の形成過程を実証的に証明しようとした著作は、少なかったように思われる。ましてや火葬場のような禁忌施設に関しては、十分な切り込みや分析をしないで通り過ぎていたといってよい。昭和50年ごろまでは、各都市でまだまだ大正や昭和戦前期からの火葬場が健在であった。それらの火葬場に関して、せっかく探し当てた資料があっても、歴史地理学はもちろん、都市工学までもが、二次的なものと考えてか、まったく利用しようともせずには放り出してしまっていたという感が深い。

とくにわが国の代表的な都市ともいべき今日の政令指定都市の市史なども、火葬場を詳細に掲載することに違和感でもあったのであろうか、火葬場を記述していても、いわば火葬場の

設立経緯などにとどまり、その実態を明らかにすることはできず、実態を火葬件数などの数で表すことしかできなかった。概数化することは、一見すると客観的にとらえたようにみえるが、それは画一化され、比較するための安易な方法でしかあり得ない。

このように火葬場については、都市機能的な面での分析は不十分であり、その多様性を包括したような研究はなされていない。それを抜け出すためにも、今後は火葬場の実態をえがく努力や、その構造を明らかにする創意と工夫に満ちた具体的な研究が必要であろう。

そのためにも火葬場を、ごみ焼却場や汚物処理場と並列の都市衛生施設ないしは終末処理場ととらえるか、墓地と並んで都市のオープンスペースとして公園緑地系統としてとらえるか、あるいはまた、人生終焉の場としてふさわしいサービスが確保された福祉系統の施設としてとらえるかという具合に²⁾、都市それぞれに火葬場の理念を確立しておくことが何より肝要であろう。

新しい様々なタイプの火葬場がつくられていく昨今、無理に前もって理念を規定する必要はないといわれるかもしれないが、まさに都市的な課題が模索されていくなかで、これは重要な命題と考えられる。また、理念を明確にしておくことは、単なる心情に流されることなく、都市の火葬場という対象の実質的認識が得られ、研究の専門化・細分化による視野の狭まりなど研究の閉塞状況を打開するためにも有用なことである。

ところで、火葬場の理念と関連して、火葬場の名称もしくはネーミングについて論及しておきたい。

近年、公営・民営を問わず、火葬場という呼称を避けて、斎場という呼称を前面に打ち出している所が多い³⁾。しかし、火葬場と斎場とは本来の語義が異なる。斎場とは、あくまでも通夜・葬儀・告別式などを行う式場の意である。そうした斎場を火葬場に併設するケースが多くなった昭和50年代半ばから、火葬場をも斎場と

呼ぶ慣わしが一般化してしまった。しかし、火葬場はれっきとして火葬場であり、斎場という読み替え呼称は正しくない。住民への対策のために火葬場の呼称を回避しているのであれば、逆に住民へのごまかしであると断じてよい。したがって小稿では、斎場と称している都市の施設であっても、すべて「火葬場」の表記で統一してある。斎場と併設の場合は、斎場・火葬場と併記すべきである。内容はどうあれ、火葬をする場所が存するならば、それはれっきとした火葬場である。

もともと、江戸時代以来、火葬場のことを火屋あるいは茶毘（だび）所と呼んだ所が多かった。火葬場という呼称の普遍化は、明治以降のことである。

昭和60年（1985）10月まで、新潟県上越市に、昭和46年（1971）4月に旧・高田市から引き継いだ木造寺院風の昭和8年（1933）2月に設立の寺町火葬場があった。供用廃止時まで、その火葬場の門標には図1のように、「高田市営 茶毘場」という刻銘があった。これなどは火葬場の一種の歴史的な名称を残していたものであり、記念すべきものであったが、今はない。

現在でも図2の福岡県直方市の例のように、火葬場を名のっている都市は多い。しかし、以下小稿のIV・V章で記述するように、火葬場の改築や移転に伴い、斎場とか斎苑などへの名称変更を行う都市が多く、早晚、火葬場という施設名称は消滅する運命にある。ただ、都市計画法・建築基準法をはじめ、法律のうえでは堂々と使用されているのは心強い。

図3の「メモリアルトネ」に至っては、これだけを見れば何を連想されるであろうか。このあとIIIの(2)項でもふれるところであるが、これは広域行政事務組合で建てた火葬場である。埼玉県加須市、久喜市、幸手市、北埼玉郡騎西町・北川辺町・大利根町、南埼玉郡宮代町・葛蒲町、北葛飾郡栗橋町・鷲宮町の3市7町で組織した広域利根斎場組合が、加須市大字川口の地に、平成3年4月15日から開業したものであり、「メモリアルトネ」は通称である。火葬場の新施設

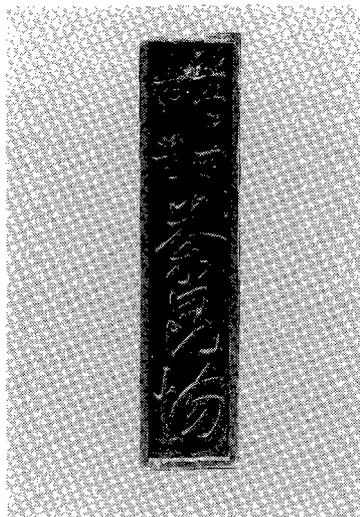


図1 旧・高田市火葬場の門標（新潟県上越市）
（昭和60年3月25日）

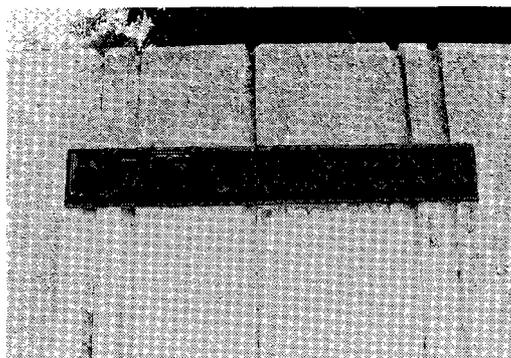


図2 直方市火葬場の門標（福岡県直方市）
（平成5年6月13日）



図3 広域利根斎場組合火葬場の標示（埼玉県加須市）
（平成5年3月21日）

への移行期とはいえ、これはあまりにも豪華すぎる施設となり、付近住民の戸惑いや違和感さえも招いている。例えば京都市中央斎場（火葬場）のような、ある種の落ち着いた・風格といったものをその設計に出せなかったものかと、幾多の火葬場を観察してきた眼には感じられる。

この「メモリアルトネ」と同じ設計者による建物であるが、火葬場のイメージを払拭するためにデラックスに造り過ぎ、「しゃれた外観に、モーターと間違えたアベックまでやってきて、関係者を苦笑させている」⁴⁾ような、千葉県長生郡一宮町の一宮斎苑のような火葬場まで出現し、笑えない喜劇を見聞するにつけても、火葬場の理念の明確な命題を改めて考えさせられる。理念が整理されないまま、火葬場が流動化、多様化していくことを恐れる。

III. 都市によって異なる火葬場への対応

(1) 都市計画と地方自治

火葬場については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条、および建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条により、都市施設として位置づけられているため、都市計画決定が必要となる。

このように火葬場の位置は、都市計画決定の対象となっているほどに重要である。しかし現実には、火葬場の位置としての理想より、実際に建設が可能な位置を都市計画審議会で追認している傾向が強い。

都市計画はその対象が都市であるがゆえに、単体の建築物や土木構造物と違って実験ができない。また、都市計画は、国や地域の社会的条件と深く結びついている。火葬場もこの枠の外ではないことに留意しておく必要がある。

近年、安定成長期を経て、経済のソフト化・サービス化、産業構造の高度化、技術革新、高度情報化、国際化など経済的環境の変化が急速に進んでいると同時に、人々の生活水準の向上、余暇時間の増大、高齢化、価値観の多様化が進み、ゆとり・うるおいといった面が重視されつつある。一方、モータリゼーションの進展など

によって、生活の広域化がみられる。今後はさらにこれらの情報変化に対応した都市計画が必要になる。

いま、都市や地域のプランニングの分野では、かつての状況からの質的な変化が見えつつある。それは都市経済の再構築という命題が引き金になっており、都市・地域計画のアプローチ方法が、従来のニーズの分析、マスタープラン、長期的予算システムの検討から、しだいにマーケット分析、ネゴシエーション、プロジェクトごとの資金計画の分析に力点が置かれるようになりつつある。ビジネスの世界では、一般的な戦略的計画手法を採用せざるを得ない。これは都市発展のチャンスをしっかりつかむための欠くべからざる方法なのであるが、火葬場はこのような社会の成り行きのもと、バブル経済崩壊後の厳しい財政状況のなかで、地方自治体としてどのように策定され、運営されていくべきであるか、改めて明確な理念に基づく指針が必要なときがきているといえる。

(2) 火葬場の経営と事例

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第4条で、火葬は火葬場以外の施設で行なってはならないと規定されている。また、第10条では、火葬場としての施設、ならびにそれを経営しようとする者、さらに施設を変更したり廃止しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとも規制している。

なお、墓地、埋葬等に関する法律の第1条に基づく厚生省の運営方針によると、火葬場の経営主体は原則として市町村などの地方自治体であるべきだとし、これによることが難しい場合でも、公益法人か宗教法人に限るとしている。歴史的に操業を続けている民営の火葬場があっても、それは既得権として例外であり、新たに特定の個人や企業が火葬場を経営しようとしても、許可は受けられないことになっている。火葬事業は公益的性格をもつものであるから、地方自治体などが経営するのが妥当としたこのような取り決めは正しいといってよい。

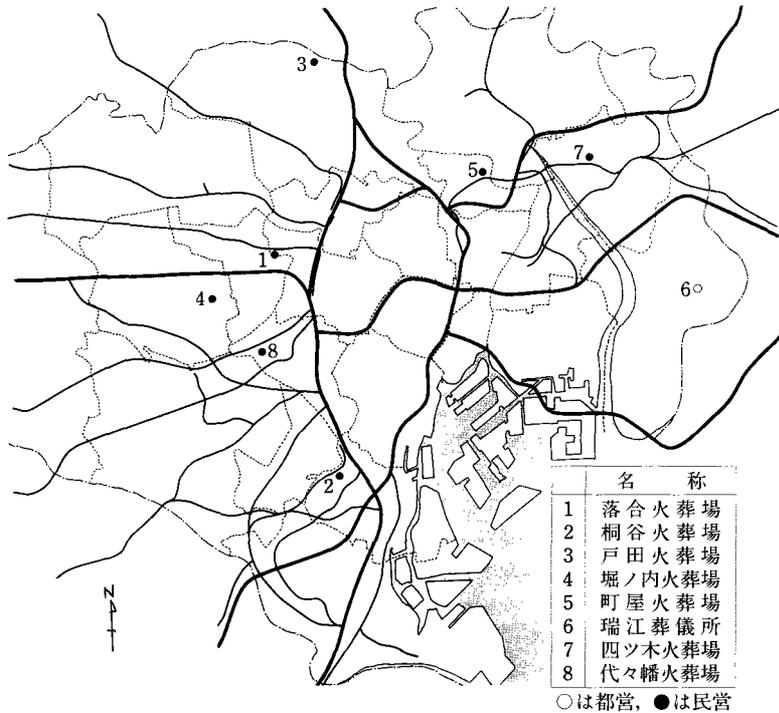


図4 東京都区部の火葬場の経営主体と所在地

しかし現実には、例外とされる民営火葬場が、全国12の政令指定都市のうち、横浜市に1カ所、大阪市に2カ所あり、市営火葬場とともに操業中である。政令指定都市と並ぶ東京都区部では、図4のように都営の火葬場はわずかに瑞江の1カ所であり、他の7カ所はすべて民営火葬場という実状である。そのほか首都圏では、埼玉県草加市・東京都府中市・神奈川県鎌倉市などに、目ぼしい民営火葬場が現存する。また、岐阜県岐阜市には、明治19年(1886)に開設された民営火葬場が100年以上もの風雪に耐えて稼働中である。図5の写真がその外観であるが、わが国で現存する最古の火葬場である。

上に述べた東京都区部における民営火葬場7カ所とは、図4のように桐谷・代々幡・堀ノ内・落合・戸田・町屋・四ツ木であり、いずれも東京博善株式会社の経営である。堀ノ内・戸田・四ツ木は昭和に入ってから合併したものであるが、他は幕末期からの歴史を有している⁵⁾。

これらは、朱引外の寺院の墓地の一隅などに設けられていたものが、都市化域の拡大、人口

の増加などによって、火葬場らしい装いをもつに至ったものである。それでもなお、人家や市街地からある程度の距離をおいて所在していたことは、大正初期の陸地測量部の地形図などを照合してみると、よく理解できる。そうした火葬場の周辺に人家が迫ってくるのは、関東大震災後であった。大正8年(1919)の旧・都市計画法に基づいて、これらの火葬場は、時期の差こそあれ、いずれも昭和9年(1934)までに都市計画決定されている⁶⁾。

今日では、拡大再生産のない火葬場という施設を、私企業として営むこと自体が至難と思われるのであるが、現在の東京博善株式会社の出発は、明治20年(1887)、仏教関係の宗教法人が慈善事業として着手したものであった。その後経営者が二転三転したのち、昭和60年(1985)から、印刷・出版・ゴルフ場経営の廣済堂グループが経営を引き継いでいる。新しい経営者は一切のデータを公表していないが、平成3年、東京都区部の死亡者数が約5万人として、そのおよそ85%が東京博善の前記の7カ所の火葬場で

火葬されていると推察できる。

横浜市の民営の西寺尾火葬場は、神奈川県松見町2丁目に所在する。その創始は大正13年(1924)6月5日とされている⁷⁾。東京都大田区内の僧侶の経営であるが、昭和50年(1975)2月に増改築を行い、現在の鉄筋コンクリート造りの炉棟となり、炉数10基である。平成2年には、横浜市の26%の火葬を負担しているが、都市計画決定はない。横浜市によれば、この民営火葬場は大正9年(1920)ごろから、自然発生的に谷戸の地形を利用して火葬を行っていたものなので、都市施設としてできたものではないから、都市計画の適用除外をしたということである(図18)⁸⁾。

大阪市では、現在5カ所の市営火葬場が操業中であるが、2カ所の民営火葬場も並んで操業中である。鶴橋火葬場と津守火葬場である。

鶴橋火葬場の所在地は、生野区中川西1丁目である。大正15年(1926)4月に、当時の大阪府東成郡鶴橋村のこの付近に散在していた簡易火葬場を1カ所にまとめて創設したもので、寺院風木造建築で炉数8基である。往時の名称は太子火葬場であった。「近代都市の構築——大大阪の生活と文化」の地図⁹⁾は、現在の大阪市域地図の上に、大正末期から昭和初期の大阪市の都市空間を精密に復元した12,500分の1の地図であるが、それによると図6のように「太子火葬場」と明瞭に描きだされている。新平野川の東側、大阪電気軌道(現・近鉄奈良線)の鶴橋—今里間の南側である。

津守火葬場は、西成区南津守2丁目に所在する。大正14年(1925)4月に大阪市に編入された西成郡津守村の有志が、明治38年(1905)4月に集落の篤志者に専従してもらったかたちで開設したもので、現在までその子孫の夫婦が受け継いで操業を続け、炉数3基で稼働している。建物にモルタルを塗ったばかりは、開設時のままの木造建築で、小規模な火葬場であるが、「先祖代々この火葬場で燃されたから……」という需要もかなりあって、周辺の街や住民に溶け込んだ雰囲気である。図7がその現況で、背景のら

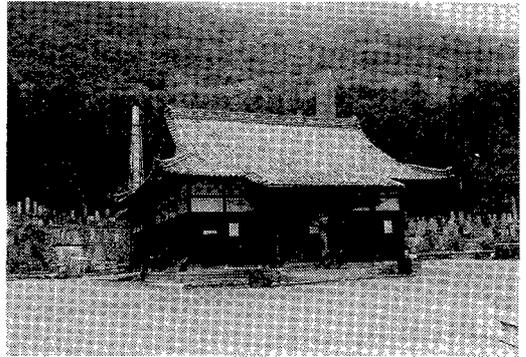


図5 黙山火葬場(岐阜県岐阜市)
(平成元年12月28日)

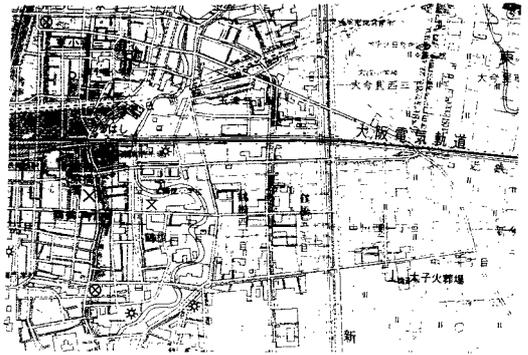


図6 太子火葬場(現・鶴橋火葬場)の位置を示す地図

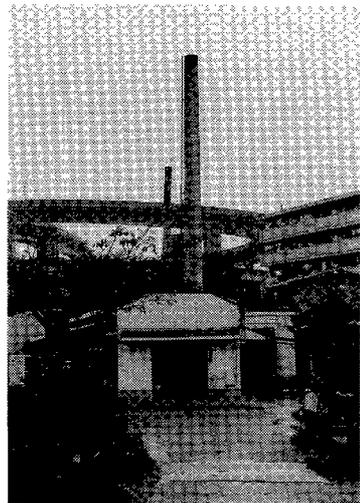


図7 津守火葬場(大阪市西成区)
(平成元年9月6日)

旋状の橋は、木津川をまたぐ千本松大橋である。平成2年の火葬件数は、鶴橋1,873件、津守739件で、この二つの民営火葬場の火葬率を合わせて、他の市営火葬場の9.9%に当たる。

ともあれ、市営などの公営火葬場は、それぞれの自治体が苦悩しながらも問題点を模索しつづけ、衛生・環境面を基盤に、しだいに福祉・サービス施設の見解を採るようになり¹⁰⁾、それなりの理念や実践が明確になってきつつあるし、都市計画決定なども行われつつある。

これに対して、自明のことだが、民営火葬場はどうしても営利が前面に出る。そのため火葬料金はもちろん、設備投資、環境対策にまで手が回りかねるといのが実態である。加えて、国や自治体の指導・監督の問題も指摘できる。

火葬料金についていえば、ある民営火葬場で1体10万円というものがある。公営火葬場では、市民であれば無料という都市も多いが、高くともせいぜい3,000円止まりである。それだけに、次のような事例もある。平成3年に神奈川県藤沢市で、新設備の市営火葬場が完成し、操業を始めた。藤沢市内に在住の人の火葬は無料であるが、市外の人火葬は8万円である。これは公営の火葬場としては日本一高額な火葬料金となった。隣接する鎌倉市に民営の火葬場があり、そこと均衡のとれた火葬料金を徴収しなければならないため、こうした高額な火葬料金の決定となった。

このほか、民営の火葬場では、火葬炉に特等・一等・並等などの区別を設定しているところも多い。利用者側からは差別ではないかとの指摘もあるが、経営上やむを得ない対処なのであろう。ただし、特等の炉として高額な火葬料金を取られても、その火葬方法に特別な手段が加えられることはなく、一等や並等の炉での火葬と同一である。特等の炉のある所には、特別の待合室があったり、また、特等の炉の扉の周辺には、派手な飾り物などが付せられていて、一見、一等や並等と異なるようであるが、炉の構造はすべて同じである。

作家の水上勉氏が、「火葬場へゆくと、『並』

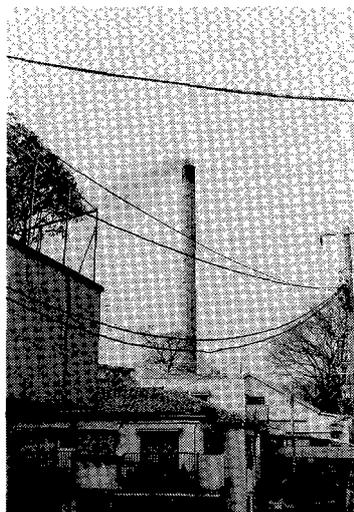


図8 黒煙が揺えいする代々幡火葬場（東京都渋谷区）
（平成4年3月13日）

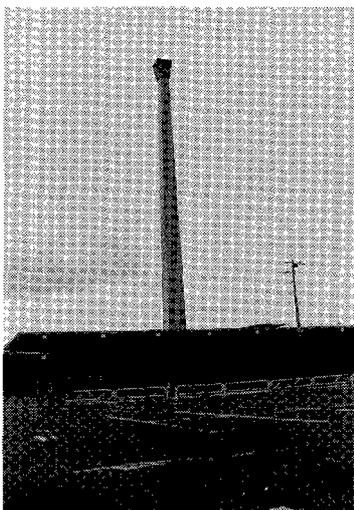


図9 前橋市火葬場の煙突（群馬県前橋市）
（平成5年5月3日）

と『特』に分れた釜が並んでいて、葬（とむら）いの格式によって釜がちがうようにきいた。東北地方のある都市へ行くと、げんにこの眼で見たこともあるので、こんなことを書くのだけれど、人が死んで焼かれるのに『並』も『特』もあったものではないはずだ¹¹⁾と述べられているのが至当である。

こうした背景で、大都市の真っただ中に立地

するにもかかわらず、民営火葬場では、なお高い煙突から黒煙を吐き出すという光景が日常である。図8は東京都渋谷区西原の高級住宅街の中に所在する代々幡火葬場の煙突の現況をとらえたものである。

一方では、ここ数十年の間に、次章でふれるように、多くの公営火葬場では、無煙、無臭、無塵、低騒音など無公害化が進められた。技術の進歩は火葬場の「害」を消し去った。

ただ、公営火葬場でも、煙突から黒煙を吐き出す施設も現存する。群馬県前橋市営火葬場の高い煙突は、図9のように異様である。付近に前橋東警察署などがあって、市街地化が進んでいるので、できるだけ煙突を高くして煙を拡散させようという苦慮の結果であろう。

ほかに、経営や運営の面で注意をひくのは、紫雲館という企業に火葬作業のみ委託している広島市や、葬儀屋に火葬場運営を差配させている富山県滑川市、火葬炉メーカーに同様に委託している神奈川県大和市や佐賀県伊万里市などの例がある。なお、市の外郭団体である公園緑地協会に火葬場の経営を任せている仙台市のような例もある。

また、公営の火葬場は市町村経営のものが大部分であるが、市町村独自で1カ所の火葬場を保有するのは至難であるという事情から、近隣のいくつかの市町村が広域行政事務組合をつくって、1カ所の火葬場を運営する事例が、昭和40年代後半から急速に増加した。図3などが、近年の代表例である。

その典型例の変転を、千葉県の北西部の諸都市について追ってみる。昭和47年(1972)9月18日に、佐倉市・習志野市・印旛郡酒々井町の2市1町が、佐倉市習志野市酒々井町葬祭組合火葬場を佐倉市に建てて操業を開始した。ところが、平成5年4月1日から習志野市が抜けて、四街道市が参加し、佐倉市四街道市酒々井町葬祭組合火葬場となって、継続操業中である。では、この組合から抜けた習志野市はどうしたのであろうか。

習志野市は、かねてから船橋市・鎌ヶ谷市・

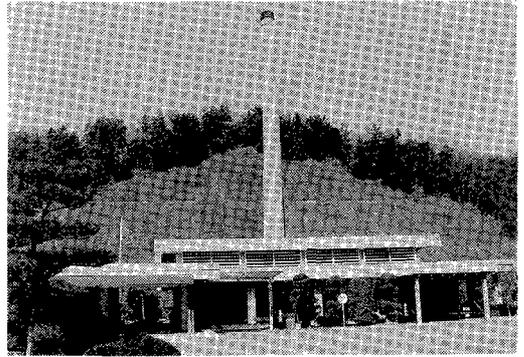


図10 飯盛霊園組合火葬場(大阪府四条畷市)
(平成3年2月23日)

八千代市とともに、老人ホーム・伝染病病院などを四市複合事務組合で経営していた。ただし、火葬場のみは、習志野市を除く船橋市・鎌ヶ谷市・八千代市の3市で経営していたところに、平成4年4月1日より習志野市が加わり、船橋市習志野市鎌ヶ谷市八千代市四市複合事務組合火葬場を、船橋市金杉に馬込斎場という名称で経営している。ちなみに、このうち八千代市には、昭和9年(1934)から民営の興典という火葬場が所在し、昭和63年(1988)11月28日に、その施設が火災で操業を中止するまで、市内の火葬を、上述の馬込斎場ができた昭和40年代末期より、ほぼ折半して行っていた。

こうしたいくつかの町村が火葬場組合を設立して火葬場を運営した例は、昭和戦前期にもみられた¹²⁾が、昭和40年代以降の規模が大きいものとしては、昭和43年(1968)12月25日から操業を始めた大阪府の飯盛火葬場が最初である。昭和40年(1965)8月に、大阪府守口市・門真市・大東市・四条畷町(現・四条畷市)が、公園墓地と火葬場に関する事務を共同処理するために飯盛霊園組合を結成したのに始まる¹³⁾。この火葬場は飯盛斎場と称し、図10のように、大阪府四条畷市大字下田原の丘陵地に広がる、明るく近代的な公園墓地の一角にある。

IV. 施設内部からの環境変化

(1) 火葬炉をめぐる技術革新と建造物

わが国では、昔から薪などを使って、墓地の

一隅などで、簡易な炉によって火葬を行っていた。そうした野焼き方式から進展して、炉から発生する燃焼排ガスを煙突によって屋外へ排気するようになった。昭和40年代まで主流になっていた火葬炉の施行方法は、火葬炉が何炉あるとも、長屋式に一つの炉として扱う連立炉であった。そのころの見本的な炉が並んでいる背面（裏側）から撮った、京都市の旧・花山火葬場の状況を図11に示す。

火葬炉から出た煙は、地下煙道などを通して煙突へ導かれるが、高い煙突ほど吸引力が増すわけで、古い施設では、20m程度の高さの煙突が一般的である。図7～図10に、それがよく現れている。

もともと火葬場が嫌忌施設であることの最大の原因は、死そのものよりも悪臭と黒煙にあった。それとともに、わが国の火葬は、温度調節で焼骨の原形をなるべく保とうという方法をとるのが特色であることを忘れてはならない¹⁴⁾。昭和40年代半ばより、一部の自治体の担当部局や火葬炉メーカーにおいて、火葬炉改善への取り組みがみられるようになった。それは従来の煙突による排煙方式に替わるものであった。無煙・無臭・無塵・低騒音の無公害炉で、焼却時間が短く、燃料が節減でき、公害防止、火葬場周辺住民への心理面をも含む迷惑を避けるための努力や研究が続けられていた¹⁵⁾。

完全酸化による脱煙・脱臭をめざし、完全燃焼のため再燃焼サイクロンを設置する。燃焼管理は火葬技士の勘と経験に委ねていたのを、測定機器やモニターでチェックするなど、火葬炉の運転管理に科学的な技術導入を図るなどである。その成果を最初に開発し実現したのが、ある火葬炉メーカーであった。

この火葬炉の特徴は、炉が1基ごとに独立していて、主燃焼炉の真上に再燃焼炉が取り付けられている点や、外部からは望見しにくい短排気筒の使用などである。再燃焼炉を、主燃焼炉（火葬炉）を使用する40分～60分前に点火し、再燃焼炉内の温度を800°C以上に引き上げ、主燃焼炉から出てきた排ガス（煙）を誘引し、これ

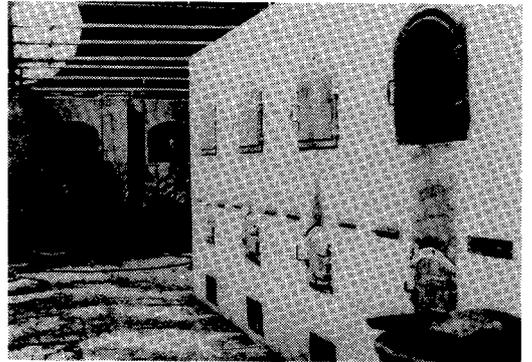


図11 京都市の旧・花山火葬場の時期の火葬炉の背面（昭和30年代）
（斎藤信義氏提供）

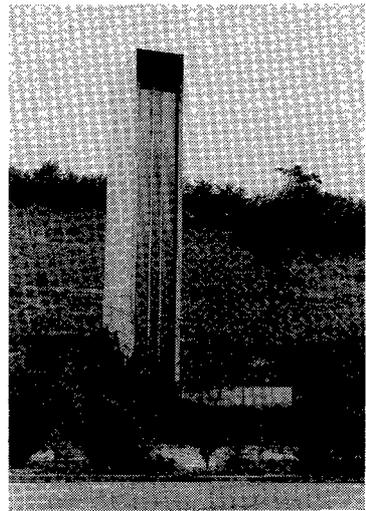


図12 河内長野市火葬場の煙突（大阪府河内長野市）
（昭和53年8月23日）

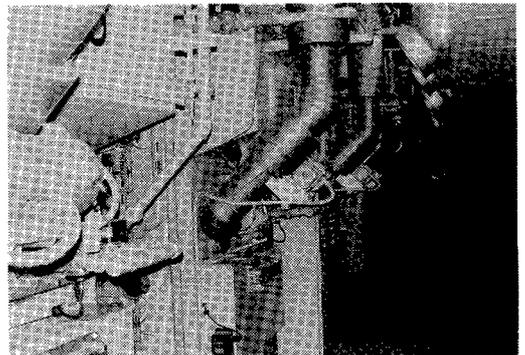


図13 横浜市南部斎場の火葬炉の背面（横浜市金沢区）
（平成4年1月31日）

を完全に熱分解する装置である。

火葬場といえば、多くの人々の心の中にある原風景は高い煙突であるが、再燃焼炉が取り付けられた近年の火葬場では、高い煙突は廃されて、人々のあまり目につかない短排気筒に取って替わっている。再燃焼炉が開発され実用化される前後に建てられた火葬場の中には、煙突を短排気筒に切り替えても不自然ではないような、デザインを工夫した煙突で出発した所もある。昭和49年（1974）12月に操業を開始した、大阪府河内長野市火葬場（図12）などが典型例である。図7～図10の高い煙突と比べると、過渡期の現象がよくとらえられる。

図13は、平成3年9月に操業を開始した、わが国で最新の設備を誇る横浜市南部斎場（火葬場）の火葬炉の背面である。図14の昭和24年（1949）に建設された富山県高岡市火葬場は、第二次世界大戦直後の木造建築の火葬場の典型例であるが、その火葬場で現在も稼働中のれんが積み製の旧式の火葬炉の背面や、あるいは図11と比較するとき、その革新のほどが明らかになってくる。

さらに、この新しい火葬炉のもう一つの特徴は、遺体の尊厳、省エネ、火葬時間の短縮などと、世間の要望に応じた主燃焼炉の前室（冷却室）の採用である。

従来の火葬炉では、棺を入れる際や焼骨を取り出すときに、異臭・悪臭の混じった生々しい炉の内部を見ることになり、立会う遺族たちに、必要以上に不快感と恐怖感を与えてきた。また、火葬後の焼骨の冷却時間が長く、燃料費が高つくうえに炉内修理の頻度も多く、機械化の遅れが火葬技士たちの現場の作業を困難にしていた。そうした従来の欠陥を一挙に打開したのが前室の考案で、図15の下段のように（上段は従来の炉）、まさしく火葬炉の前面に設けられた部屋であり、これにより、次の①～④の利点を生み出している。

① 棺や焼骨を、荘重できれいな部屋から出し入れでき、遺体の尊厳性を損なうことなく、遺族たちに安心感を抱かせる。

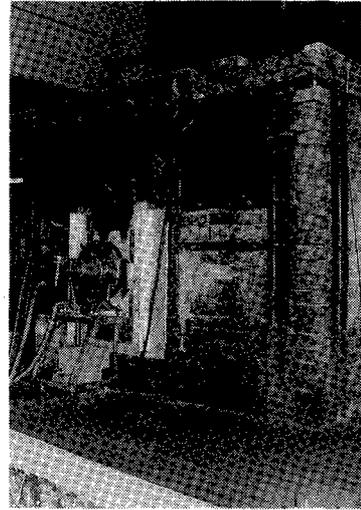


図14 高岡市火葬場の火葬炉の背面（富山県高岡市）
（平成5年9月1日）

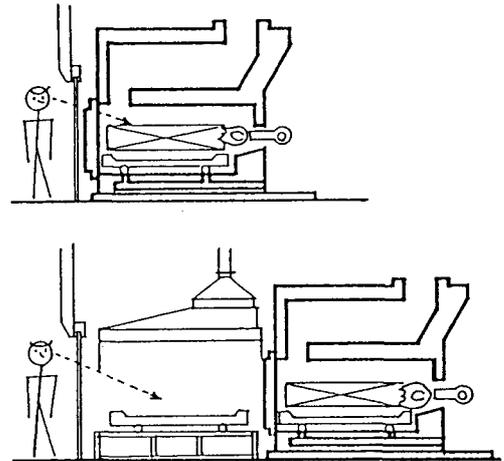


図15 旧来の火葬炉（上段）と前室付き火葬炉（下段）の相違
（葬送文化研究会編：『葬送文化論』古今書院、1993年、136頁より引用）

② 火葬炉（主燃焼炉）内を冷却せずに、次の火葬を行なえるために、燃料の節減ができる。

③ 焼却と冷却とを別々の部位で行なうために、従来よりも火葬時間を短縮できる。

④ 火葬炉内での急熱・急冷が避けられ、炉の長寿命化が図られる。

以上のような成果が初めて採用されたのが茨城県古河市火葬場で、昭和48年（1973）のことであった。こうした前室内の有様を千葉県成田

市に所在の八富成田斎場（火葬場）に例をとり、図16に示す。

このような最新の火葬炉は、従来の耐火れんがより急熱・急冷に耐え、高い断熱性能から炉内温度の上昇が早く、火葬時間の短縮が図れ、消音性能にも優れたセラミックウールにするように改良されてきている。

また、火葬炉の操作面で、遺体の尊厳、高効率化、作業条件の改善などから、自動化への改良が進んでいる。公害防止のため、排ガスをコントロールするためにも、炉内の燃焼状態の科学的な把握が求められ、最適な運転状態にするよう、炉圧や炉内温度を制御する装置や計測システムが不可欠となり、プログラムによる制御運転を行う火葬炉も出現している¹⁰⁾。

こうした最新型の火葬炉を設置している火葬場は、今日、公営火葬場のほぼ50%を超えている。だが、高額投資が不可能な民営火葬場での採用は、東京博善株式会社などに見られるのみであり、大半の民営火葬場は技術革新とは無縁である。

上に述べた最新の施設の火葬場では、燃料として重油か灯油を用いている。灯油の場合、成人の遺体1体の火葬に要する灯油消費量は、約30～40ℓである。しかし、一部の施設では、都市ガスの採用に踏み切っている。ガスはクリーンな燃料で、公害を起こすイオウ分が皆無で、灯油より有利で、燃焼状態も良好である。反面、単価が高いこと、供給用の配管が必要なこと、安全装置機器の設置が不可欠なことがあり、普及率は未だしの感もあるが、大気汚染の問題指摘などから、今後は増えていくことが予測される。現状では、主燃焼炉に重油もしくは灯油を用い、再燃焼炉に都市ガスを使用しているケースが目立つ。

そのほか、エントランスホール、告別室、炉前ホール、拾骨コーナーなどでの会葬者群の動き、排気筒からの排気ガスの状態などが中央の監視室でモニターされるような設備も設置されている。

しかし、これまで述べてきた最新の施設の火

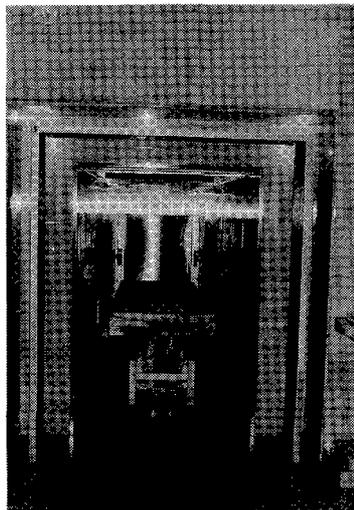


図16 八富成田斎場の火葬炉の前室
(平成5年5月4日)

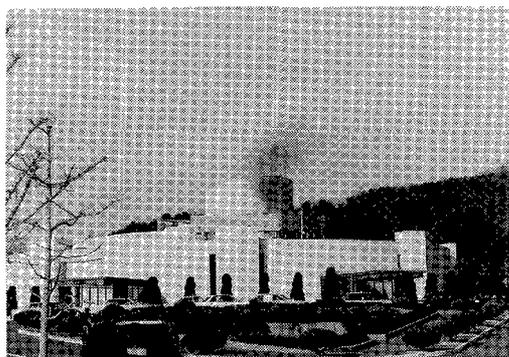


図17 図らずも黒煙が揺えいする神戸市鶴越斎場の炉棟

(平成4年1月8日)

葬場であっても、完璧とはいえない。昭和49年（1974）4月1日に操業を開始した神戸市鶴越（ひよどりごえ）斎場（火葬場）の例をみよう。ここはまったく新しい設計で建設され、いままでのような火葬場の根底からの転換期を示した建造物で、いわば火葬場という一つの文化の創造ともいえるもので、注目を浴びた施設である。

再燃焼炉付きの火葬炉30基を円型に配した最新式の火葬設備を誇るものであるが、平成4年1月8日午後2時30分ごろ、筆者はこの火葬場から黒煙があがる場面を目撃した。当日は正月休み明けの厳寒の数日であったことと、友引（火

葬場の休業日) 明けとが重なった日でもあった。ほぼ2分刻みに入場してくる霊柩車によって運び込まれる遺体の火葬に、この火葬場の再燃焼炉は、処理能力以上のものが負荷されたのであろう。図17のように、黒煙が炉棟の屋根のどこかから洩れ出して、上空へ揺えいし始めたのである。ごく特異な日の異例なアクシデントと考えたいが、驚くべき事実である。

こうして、昭和40年代後半からの、火葬炉や火葬装置の革命的といえる技術革新をうけ、従来から保有していた古い形態・施設の火葬場を更新したい都市が、この火葬炉の新しい技術開発と連動して、建造物も「焼き場」らしくないものに脱皮するケースが目される。また、炉体の老朽化が著しく、特に火葬炉棟の劣悪な環境の中で操業を続け、公害問題を指摘される都市も多かった。さらに、木造や木造モルタル塗りの建物自体の傷みが進行している火葬場も、多数存在していた。ここ十数年、ちょうど火葬場の問題がクローズアップされた時期でもあった。

次に、火葬炉の技術革新の問題と関連して、火葬場の建造物の今後のあるべきようについて、とくに環境問題と絡めて若干論じておきたい。

近年、公営火葬場の新設・増改築に当たっては、景観行政、アメニティ行政の流れののって、環境とマッチした建造物がつくられるようになった。だが、そうした傾向が台頭してから間もないことや、設計者を中心に施工側が訓練されていないこともあって、できあがったものは、デザイン原則を間違えていたり、奇異で火葬場らしくないものが目につく。外観ばかりに設計者の関心が行って、内部での会葬者集団どうしの動線の混乱などを考えていないケースさえもある。

優れた建築物は、設計者の思想を宿しながら、歴史を刻んでいくものと信じているが、大切なことは、どのように新しいプロジェクトとして生かすのかということである。火葬場といえども決して例外ではない。例えば、敷地内での建物や庭園・植栽の配置計画、景観計画、デザイ

ンなどにである。

最近では少しずつ良くなってきているとはいっても、自治体側が安易に設計者や環境研究企業などに任せっきりのケースが多いため、デザインのあり方やディテールの収め方など、課題は山積している。その際、最も大切なのは、地域からの視点で、まちづくりとの関連でとらえていくということである。

多分に、都市にはそれぞれの顔があり、それなりのイメージがつくられている。都市は様々な要素から成るが、その中で、火葬場が少なくともマイナス・イメージにならないことが肝要である。と同時に、環境破壊を食い止めるための即席な解答はすぐには得られないが、火葬場が少しでも環境破壊に荷担しない施設となることが必要であると考えられる。

(2) 周囲の植栽やアクセス道路

かつては、市域外縁部の田畑や森林の中に所在し、緑に恵まれていたであろう各火葬場も、都市化域の拡大で、現在では完全に市街地の中に組み込まれてしまったケースが多い。その市街地が幅員の狭い旧街道を中心に、不規則に形成されている所が多く含まれているし、火葬場のすぐ隣まで民家が接近してきた所も少なくない。とくに民営火葬場にこうしたケースが見受けられる。

公営火葬場では、Vの(2)項でふれるように、火葬場整備に当たっては、近年は、地区幹線道路網の改善や、市民利用施設の整備など、地域に根ざしたまちづくりと連携した、コミュニティ形成支援型の整備が多いので、比較的問題は少ない。

火葬炉を中心とした技術革新が進み、火葬場の建造物に優れた設計・施工が出現しても、敷地面積の増加が望めない以上、少しでも近隣から違和感のない眺望とする努力を傾ける必要がある。そのためにも、火葬場は歴史的にみて機能的であり過ぎたから、周囲の植栽に考慮し、施設全体に潤いをもたせる工夫を忘れてはならない。

ただ、植栽というと、緑化、すなわち緑色の樹木を量的に増やすことと誤解される向きもあるので、火葬場と緑の問題について言及しておきたい。

火葬場という施設にとって、緑の大切さに異論をはさむ人はいないであろう。沈思と悲しみのなかにある遺族や会葬者の目を慰めると同時に、外部からの遮断性をも併せもつ、質の高い緑である。したがって、一般の生活空間におけるアメニティを追求するような緑とは異なり、厳粛性を損なわないような緑である。火葬場の施設の外部空間として、十分に管理され、常に清々とした状態に維持された緑が、計画的に配置されることを必要とする。ただし、きれいな花や芝生のような、人間の気分を高揚させるような緑は適当ではない。

しかし、その定量的必然性については、これまで何の基準も評価手法も確立されていない。火葬場でも、臭・煙・熱・音・空気・色・水などについては、自治体によっては、何らかの基準が定められ、それに従った設計手法が打ち出されつつある¹⁷⁾。

緑は炭酸同化作用によって、環境保全の意味が大きいほか、視界や音を遮断する効果があるという研究は認められるけれども、緑そのものに対する検討は、まだ確立されていない。都市計画学的にみた緑に関しても、公園緑地分野の一部として、あくまでもオープンスペース機能の一部程度の基準でしかなさそうである。

そこで、火葬場に必要の緑の定義、とくに定量的・定量的な面から緑を定義する必要を強調したい。具体的には、学問的レベルにおいて、それぞれの火葬場に応じた緑の、①点的効果、②線的效果、③面的効果を再考する必要がある。この①～③こそ、都市的空間と火葬場という建築空間の断絶を埋めることのできる、貴重な研究課題であると考えられる。

こうしたことから、具体例で指摘するならば、東京都荒川区に所在する東京博善株式会社¹⁸⁾の町屋火葬場は、すぐ南側を高架で走る京成電鉄の町屋一千住大橋間の車窓から丸見えである。

せめて京成の高架線との間に、遮断のため、上述の②のような植樹をなすべきである。

長い歴史をもつ民営火葬場の多くは、のぼりや提灯をかかげ、白木づくりの柩かごを担ぎ、葬列を組んで野辺送りをした時期からのものであった。大正末期から霊柩自動車による搬入が始まって、進入路の幅員が依然として旧時代そのままであることが問題である。公営火葬場には都市計画によるこ入れや、新設に当たって何よりもアクセス道路の問題が大きく取り上げられるので、一般に支障は少ないが、多くの民営火葬場については検討の余地が残されている。

東京では、早稲田通りから落合火葬場への進入路、青梅街道から堀ノ内火葬場への進入路、甲州街道や井の頭通りから代々幡火葬場への進入路、国道6号線(水戸街道)から四ツ木火葬場への進入路など、いずれも幅員が4m未満である。霊柩車を先頭とする葬送の車の行き違いを配慮すると、最低8mぐらいまでの拡幅が必要である。横浜の西寺尾火葬場では、綱島街道から入ってくる大口台小学校脇の進入路はまったく狭く、2.8mほどの幅員であり、3倍の拡張の必要を認める。

さきに図6で取り上げた大阪の太子火葬場、すなわち現在の鶴橋火葬場では、わずか100mほどの進入路ではあるが、東の方の府道森小路大和川線からのアクセスに問題がある。東京の落合火葬場のように一方通行が実施できれば多少とも緩和されるが、それぞれ車の行き違いもままならぬ現状である。これらの火葬場と周辺道路との関係を、図18、図19に例示しておく。

一方、公営か民営かを問わず、火葬場を調査していて気づくのは、火葬場特有の臭いがあるということである。平成4年4月にオープンした香川県高松市火葬場では、待合ホールにほんのりと木の香が漂うシステムを導入し、空調機に臭いのもとになる液体をセットし、ホール20カ所の噴き出し口から霧状に送り出すようにしている。このように、香り環境システムなどを導入し、遺族たちの悲しみを香りの面でもいや

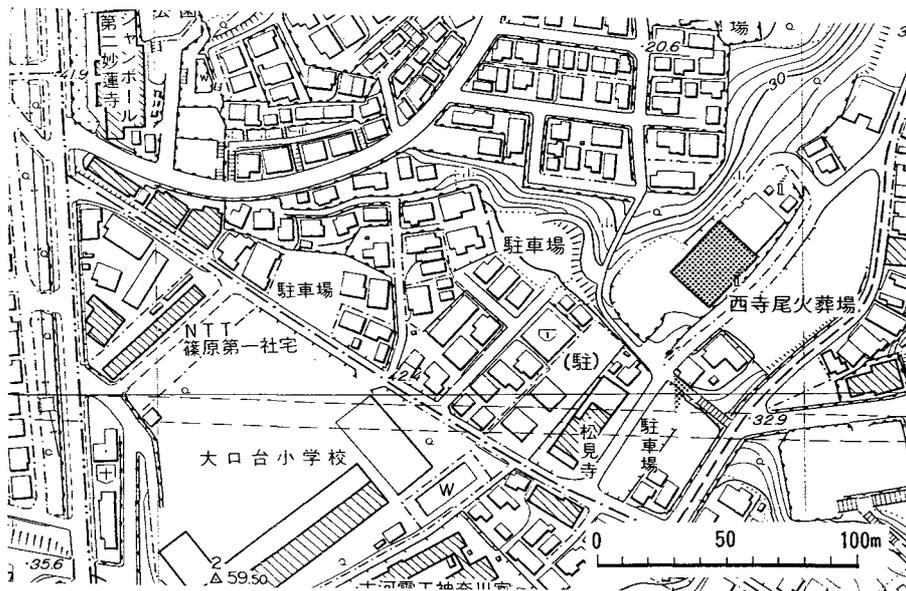


図18 西寺尾火葬場へのアクセス
(横浜市地形図「大口」による)

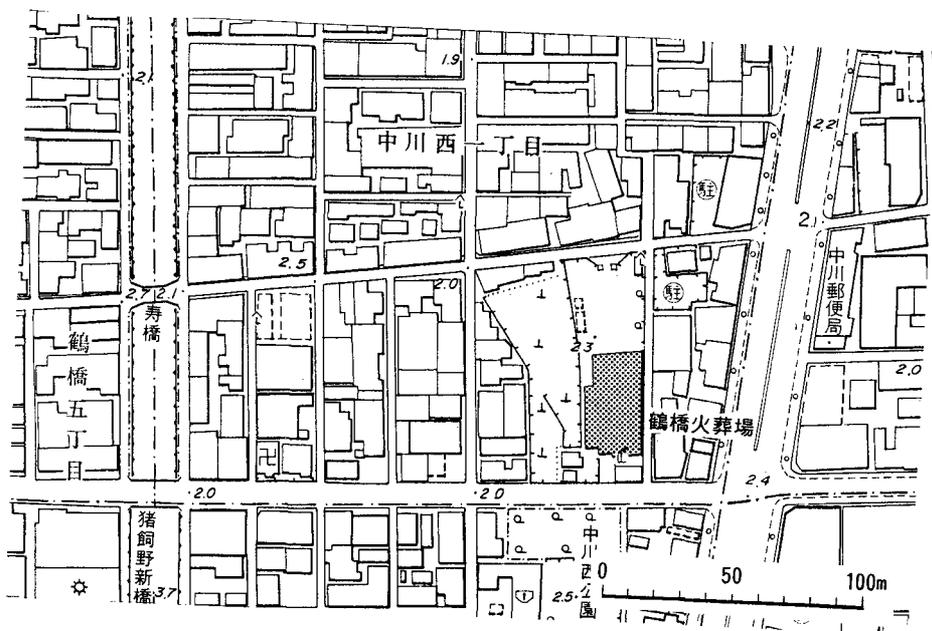


図19 鶴橋火葬場へのアクセス
(大阪市地形図「No-68」による)

してほしい。

また、昭和63年（1988）11月から操業に入った鹿児島県鹿児島市北部火葬場の和風庭園の、サザンカ・ケヤキ・クスなどの植栽と、火葬時

間中に会葬者たちが故人をしのびながらそこを散策できるようにした発想も秀逸である。これらは、わが国の火葬場の行く手を示唆しているような施設となっている。

V. 施設外部からの環境変化

(1) 在来地での改築

古くから所在する火葬場の施設を改善して近代的施設にするためには、従来と同一の敷地内で改築するケースと、従来の所在地における存続を断念して新たに別な候補地を求め、そこに近代的火葬場を新設するケースの二つがある。これは火葬場の設立年代とは無関係の場合が多い。いずれも火葬場の周辺環境の変化に促されて起こる現象である。

後者のケースは、いずれもその市域に、火葬場を新設できる山林などの余裕ある土地、もしくは市街地から田畑などを介して多少とも隔離できるまとまった緑地などが残されていた、いわば恵まれた都市の例といえる。しかし、そのような土地を取得できぬまま、今日では市街地化してしまった従来の火葬場の敷地の拡張もままならず、あるいはその隣接地などを活用しながら、Ⅲの(1)項の冒頭でふれたように、都市計画法や建築基準法の厳しい制約をうけつつ、近代的施設の火葬場に改善せざるを得なかった都市が前者のケースである。

この前者のケースの典型例として、奈良県大和高田市火葬場をあげることができる。市域東部の葛城川の左岸堤防下に、図20のような寺院風の木造建築の火葬場が操業を開始したのは、昭和2年(1927)3月31日であった。昭和とともに歩んだこの火葬場は老朽化が著しかったが、奈良盆地の西南隅にあっても代替地のない同市は、平成3年に図21のように取り壊しを始め、更地にしたあと、平成5年1月より、図22のような鉄筋コンクリート造りの新施設に更新した。図20～図22は、いずれもほぼ同じ位置から撮影したものである。

大正5年(1916)に建てられた和歌山県和歌山市火葬場は、設立当時のままの木造建造物を、一部修築・補強・改良はしているが、ほとんどそのままの形で昭和60年(1985)まで使用していた。しかし移転場所に難航し、結局それまでの火葬場の東側の隣接地を確保して、鉄筋コン

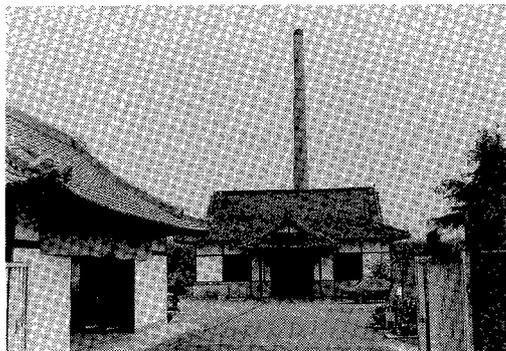


図20 改築前の大和高田市火葬場
(平成2年1月9日)

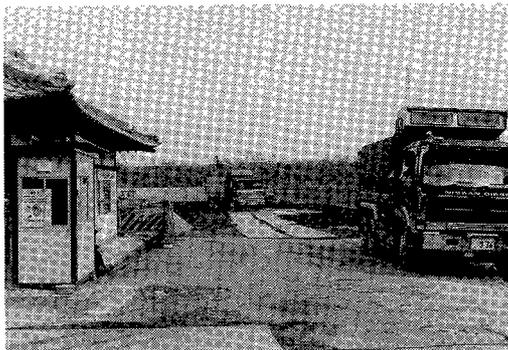


図21 改築中の大和高田市火葬場
(平成4年2月22日)

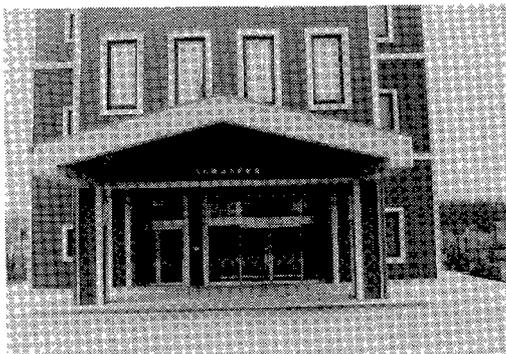


図22 改築後の大和高田市火葬場
(平成5年1月9日)

クリート造りの近代的施設につくり替え，昭和60年12月から操業を開始している¹⁸⁾。図23は，図中の右手の新施設の完成直前に，中央の煙突のある旧施設が取り壊されずに所在していたものを，新旧重ねて撮影したものである。

兵庫県明石市火葬場は，昭和24年（1949）年4月1日から，神戸市西区との市境の和坂にあった。隣接市町村との境界ぎりぎりに火葬場やごみ焼却場などの嫌忌施設を設置するという，あまり感心できない例である。同じ場所に鉄筋コンクリート造りの新施設を建てた。図24は，旧施設の建物とそのうしろの新築現場を併せて撮った昭和60年（1985）8月のものである。

このケースに準じた都市の例は枚挙にいとまがない。東北日本では，山形県山形市・鶴岡市，福島県会津若松市，群馬県太田市・館林市，茨城県龍ヶ崎市・水海道市，千葉県野田市，神奈川県横浜市（久保山・戸塚）・川崎市・藤沢市，静岡県伊東市・沼津市など，西南日本では，奈良県奈良市・大和郡山市，大阪府寝屋川市・茨木市・摂津市・池田市・貝塚市，兵庫県姫路市などがあげられる。

また，限られた同一敷地ではあるが，建物だけでなく，庭園の植栽なども工夫し，火葬場特有の暗いイメージを除去するために和風庭園を配して，新たに平成元年4月から建て替えた愛知県豊田市のケースのように，他に候補地を探せばあるにもかかわらず，あえて在来地を適地と判断し，その場所で近代的施設に切り替えた都市として，宮城県石巻市，千葉県松戸市，静岡県熱海市，三重県上野市，奈良県五條市，兵庫県宝塚市，徳島県徳島市，福岡県飯塚市などのケースがあげられる。

以上のような在来地での改築の場合，大部分の都市では，多かれ少なかれ敷地面積を増加させているのが一般的である。京都市では，古くからあった花山（かざん）火葬場・蓮華谷（れんげだに）火葬場の2カ所を，花山火葬場の跡地に統合して，昭和56年（1981）4月に京都市中央斎場（火葬場）を完成させている。この新旧の対比を図示したものが図25である。

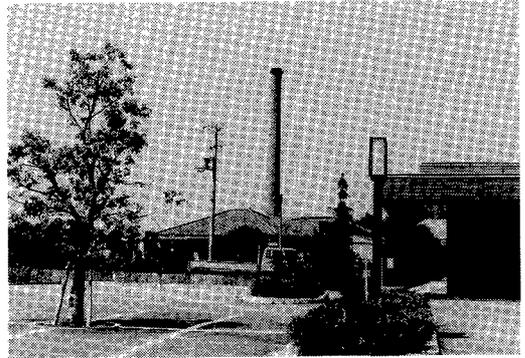


図23 新旧の施設が並立していた時期の和歌山市火葬場
(昭和60年8月24日)

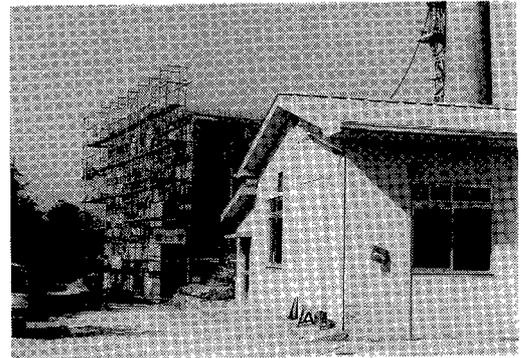


図24 旧施設のうしろに新築中の明石市火葬場
(昭和60年8月25日)

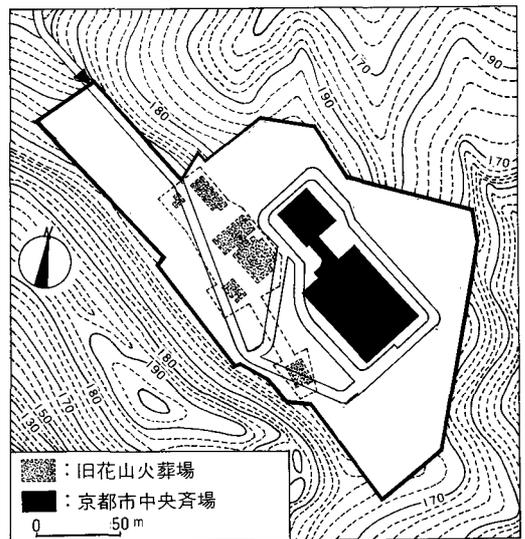


図25 旧・花山火葬場と京都市中央斎場の敷地・建造物の対比



図26 旧・桜井市火葬場の廃屋（奈良県桜井市）
（平成4年2月22日）

さらに、奈良県桜井市火葬場のように、市営墓地内にあった古い火葬場を廃止し、同墓地内のそれより奥の方へ新しい火葬場を改築した例などは、在来地での改築の分類に入れてよいであろう。ここでは、現火葬場への進入路に、旧火葬場の木造の廃屋が、図26のように煙突を撤去して残存したままである。

次に、こうした在来地での改築を繰り返した典型例として、名古屋市八事（やごと）火葬場をあげておく。

大正4年（1915）6月から、現在の八事霊園（敷地面積10,449.84m²）の一角で操業を始めた木造の火葬場を、昭和10年（1935）5月に改築。図27のように、鉄筋コンクリート造りで、火葬炉30基を円型放射状回廊式火葬炉とした円型建築で、中央に煙突、地下煙道をもつ革新的な施設として登場した。この施設は、昭和45年（1970）4月に現在の建築物に建て替えられるまで使用された。

現火葬場は、火葬本棟は鉄筋コンクリート平屋建て、一部地階、のべ1,863.56m²の建物であり、50基というわが国で最多の火葬炉を収納していた。六角形の組み立てを基本とした斬新な設計は、人々の目を見張らせるものがある。

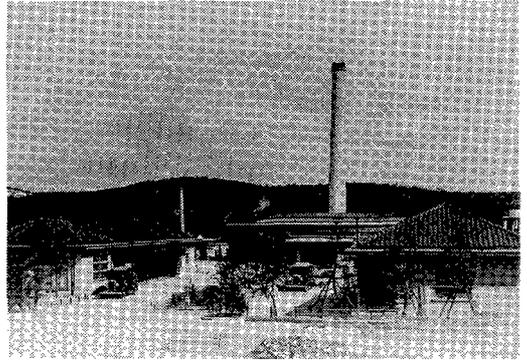


図27 昭和10年から昭和45年まで操業した円型建築の名古屋市八事火葬場
（名古屋市立八事斎場提供）

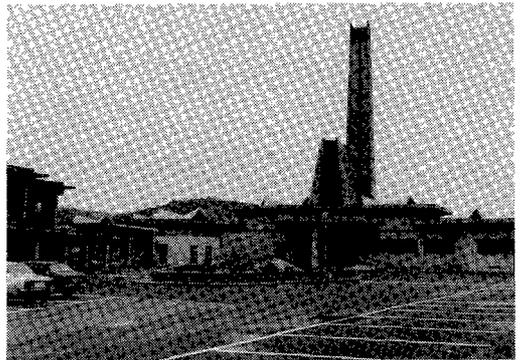


図28 改築前の現・名古屋市八事火葬場
（昭和59年8月31日）

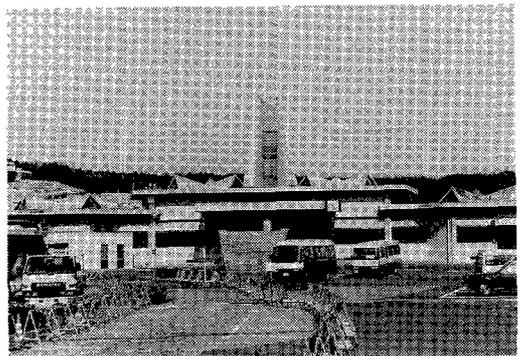


図29 改修後の現・名古屋市八事火葬場
（平成4年4月2日）

しかしやがて、火葬場周辺の市街地化、大学群の新設立地という環境変化に加え、火葬技術の進歩などにより、この火葬場は時代にそぐわないものとなり、使用されている火葬場を活用しながら、「無煙無臭化と化粧直し」というべき大改修を昭和59年（1984）11月から3期に分けて行ない、3年後の昭和62年10月に完工し、供用開始している。図28は、改修前のもの、図29は現在のもので、一見すると同一の外観でありながら、煙突が撤去されていることなどが注目される¹⁹⁾。

これと同じ例で、建造物がより大きく変化した横浜市戸塚斎場（火葬場）の事例を、写真により示しておきたい。

図30の旧・戸塚火葬場は、昭和14年（1939）4月1日の市域拡張の際、旧・鎌倉郡戸塚町から引き継いだものであった。しかし、周囲の住宅地化、また市域西部の人口増加が進み、わずかに炉数1基の戸塚火葬場の旧施設では、施設利用の市民要望に対応できない状態となってきた。そのため同じ敷地内に、図31のような建物面積1,594.21㎡、鉄筋コンクリート造り2階建て、火葬炉6基の新施設を完工、昭和55年（1980）4月から操業を開始している²⁰⁾。

(2) 市街地からの離脱

旧施設の火葬場を近代的施設に建て替えるのを契機に、①余裕のあるスペースがとれる他所へ（とくに近年のモータリゼーションに伴う駐車場スペースがあることが大きな利点となって）、②火葬場の所在地が市街地化してしまったが、火葬場が所在するために疎外されていた在来地周辺の新しいまちづくりのために、③火葬場の更新を機に、火葬場のイメージを一新させるために、新しい適地を求め、そこに移転させた都市の例も少なくない。

この三つのケースのうち、①は歴史的に古い時期から、市街地より隔離された山麓や谷戸などの狭い土地で、薪で燃やすような古い施設の火葬場を保有していた都市に多く見られる。つまり、自動車による葬列などが考えられなかつ

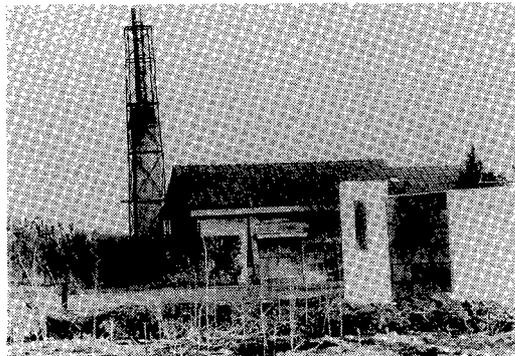


図30 昭和30年代後半の戸塚火葬場（横浜市戸塚区）
（横浜市衛生局総務部施設整備担当提供）

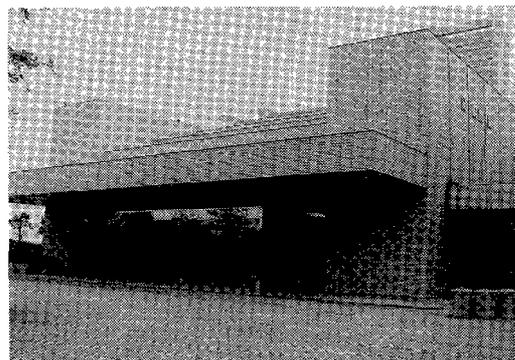


図31 現・横浜市戸塚斎場の本館棟
（平成2年11月5日）

た時期から存在していた火葬場である。市街地と関係なく、周辺部から周辺部へと移転している動きが特徴といえる。実例としては、岩手県大船渡市、宮城県気仙沼市²¹⁾、山形県上山市、石川県輪島市、岐阜県中津川市、和歌山県橋本市などのケースがある。

②の例としては、新潟県小千谷市、群馬県伊勢崎市、埼玉県浦和市、静岡県島田市、京都府宇治市、兵庫県川西市・尼崎市、香川県高松市、福岡県北九州市などのケースがある。大阪市において明治末期からの阿倍野火葬場（のちに南斎場と改称され、昭和32年3月31日まで供用）が、同年4月1日から瓜破（うりわり）斎場（火葬場）へと移転した事例なども、この分類に入れてよいであろう。

これらの中には、同じ都市内にいくつかの群

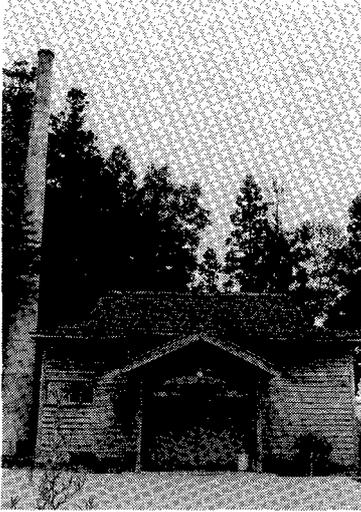


図32 今は無い花立火葬場（新潟県小千谷市）
（昭和59年7月28日）

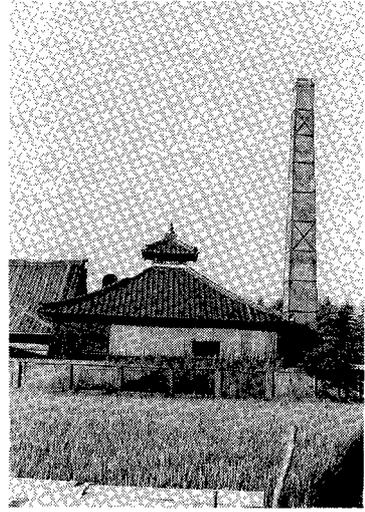


図34 今は無い加古川市火葬場（兵庫県加古川市）
（昭和60年8月25日）



図33 今は無い片貝火葬場（新潟県小千谷市）
（昭和59年7月28日）

小火葬場を保有していたものが、移転を契機の一つに統合された小千谷市のような例もある。小千谷市の市域の中心近くの西中に、図32のような大正15年（1926）10月から操業の花立火葬場と、片貝町字船橋に図33のような片貝火葬場があった。後者は明治29年（1896）11月9日の創設で、筆者の知るかぎりでは、公営火葬場として最も古い建造物を有していた。これは小千谷市が昭和31年（1956）3月31日に三島郡片貝町を編入したときに引き継いだもので、その前身は集落所有の火葬場であったと推察できる。両火葬場とも、市域西郊の関越自動車道の傍らに、新設備の火葬場が完成した昭和60年（1985）

に姿を消した。

さらに、火葬場の移転先を市域北辺の山中に造成されたニュータウンの一画に求め、その造成と併せて火葬場を建設した兵庫県川西市のようなケースもある。

③の例としては、その典型例を兵庫県加古川市に見てみよう。市内の篠原に大正12年（1923）4月からあった寺院風の木造建築の火葬場は、図34のような外観のものであったが、昭和61年（1986）10月15日に、市の中心から8 kmほど北方の加古川右岸の白沢に敷地移転し、新施設のもので操業を開始すると、まもなく取り壊された。

このほか、福島県郡山市、群馬県桐生市、千葉県市川市、岡山県倉敷市、佐賀県佐賀市などがこのケースに当たる。

いま、都市的な課題で、火葬場のありようが模索されていくなかで、こうした敷地移転を伴ったケースで目立つのは、都市基盤整備との連携や連動を検討した例が多く見られることである。アクセス道路の整備、周辺環境に配慮した施設構内の緑化などであるが、移転によって火葬場敷地が十分に取得できたという理由も見逃せない。

これにより、敷地移転をした火葬場を有する

諸都市のケースで、教えられることが三つほど抽出できる。第一に、火葬場を整備するに当たって、立地する場所の周辺地域との調和を図っていくことの必要性である。市街地の場合、住宅や店舗なども多く、これにふさわしい環境が要求される。一方では、これまで述べてきたように、近年の新しい火葬場の建物や施設・設備は、著しく充実かつ近代化しており、周辺地域との調和にも十分配慮されたものとなっている。そこで、火葬場を立地する場合には、市街化動向を十分にふまえ、火葬場の用地が住宅地などと近接する場合には、その間の環境整備に十全な対策が必要である。

第二に、公共公益施設との調和である。公共公益施設には、それぞれの性格に応じた周辺環境が必要とされる。そこで公共公益施設の周辺に火葬場が立地する場合には、公共公益施設のもつ周辺環境を、火葬場の周辺地域との調和を図るスペースとしても活かした整備ができるような用地を選定すべきである。ただ、遺族たちの悲しい気持ちに逆らうように若人の歓声などがわき起こるような屋外スポーツ施設などは一考を要しよう。また、病院や老人福祉施設などについては、その施設の性格から、火葬場の立地が直接意識されないように考慮することが大切である。

第三に、公園などの施設緑地や山林・農地などは、都市の貴重な環境資源であり、これらを極力活かしていく必要がある。これらは火葬場に要求される厳粛性や荘厳性の確保にとってきわめて必要な環境資源で、これらとの調和を図っていくべきであり、山林・農地をできるだけ保全した整備が理想である。

VI. 検討と小括

環境変化と火葬場のかかわりを考察してきた小稿の結果として、最近の環境問題と絡めて、いくつかの視座から、火葬場の環境上の問題への見通しなしいしは示唆の提出をしておく必要がある。

典型7公害として、大気汚染、水質汚濁、騒

音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下があげられている。従前の火葬場、すなわち再燃焼炉が設置されていない火葬場では、その中で悪臭が最たるものであった。

しかし、IVの(1)項で詳述したように、火葬炉をめぐる技術革新で、今日、悪臭はもちろん、騒音や振動もほとんど消去されるに至った。旧設備のままの高い煙突から煙を吐き出す火葬場でも、煙突にセンサーなどをつけてキャッチし、大気汚染への配慮などを行なっている施設も多い。

以上のことから、在来地であれ、敷地移転であれ、火葬場の新設に当たっては、地域の特性を考慮しつつ、火葬場建設事業にかかわる行為、すなわち、①建設工事中の工事期間（工事車両の通行、造成・建屋工事）、②火葬場建造物の出現、③供用開始後の火葬場の稼働、火葬場関連車両の通行などの行為を抽出し、それを、④気圏（大気質・悪臭・騒音）、⑤地圏（振動・地盤沈下）、⑥水圏（水質）、⑦生物圏（動物・植物）、⑧その他（文化財・日照・電波・景観）などの環境要素とクロスさせてチェックする必要がある。そして、①～③のそれぞれの行為と、④～⑧のそれぞれの環境要素との座標的交点で環境影響評価を確認することが、きわめて重要である。これらについては、工着手前に、慎重に予測的評価を検討しておく配慮も忘れてはならない。

ところで、最近の環境問題は、環境負荷の増大により、環境容量が回復不可能なほどに疲弊していることが指摘されている。それは、環境の悪化だけではすまされない、重大な問題が含まれている。筆者はエネルギー制御の必要性と考えたい。大きな都市の環境問題では、環境計画と同時に、あるいは並行させ連動させてエネルギー計画を考えなければならない。それが本当の都市環境システムの確立であると思う。

つまり、エネルギーの効率の悪い使い方を考え直し、エネルギーのロスを少なくするという考え方であり、このようなエネルギー・システムを、社会機能とのバランスを保ちながら樹立

していくことである。例えば、使えるべき廃熱量を、都市環境システムの中に取り入れる方策を立てることである。

一つの時代の流れとして、上述のような環境管理計画は、地方自治体が行なうべきであろう。そういう点でも、地方自治体を主たる運営主体とする公営火葬場は、十分にこうした考え方を反映させなければならない時機が到来している。つい最近までは、環境問題だけが先行し、エネルギーの問題を考えなかった従前の考え方も良かったであろう。しかし、改めて見直してみると、高熱な火葬と、急激な冷却に要するエネルギーはぼう大であり、それをそのまま放棄している火葬場施設の現状は、エネルギーのロスが平然と行われている一典型であり、都市のエネルギー・システムにおいて一考を要するところである。

たしかに、これも社会機能と考え合わせると、一概に断じ難い面もある。ごみ焼却場のエネルギーで温水プールや老人ホームへの暖房を行なっている都市の例は多い。ただ、火葬場の近隣に、こどもたちの声が響く温水プールがあって、遺族たちのひんしゆくを買ったり、火葬場のすぐ近くに老人ホームを持ってきて、お年寄りに四六時中、宮型霊柩車の出入りを目撃させるようでは問題がある。

火葬場の廃熱を、配管で都市域内の各処に配送するには、地下埋設に多額の資金投入を要し、これも実現には前途多難である。そうしてみると、やはり、Vの(2)項でふれたように、公共公益施設を近傍に造成し、そこへ火葬場の廃熱をまとめて送るようなシステムの確立が妥当であろう。

上述のような側面からも、地方自治体の動きと連動しない民営火葬場は、やはり多くの問題を抱えているといつてよい。

以上のような環境問題を十分にふまえて、新規の火葬場整備に当たっては、単に現状における施設の不備・不足に対応するだけでなく、都市における今日の葬送行為の変化などを見通して、これに対応できる火葬場のあり方が必要と

なってくる。例えば、人口の増加、都市化の進行、住宅事情の変化などから、通夜・葬儀・告別式、火葬・拾骨、初七日法要が一貫してできる式場の充実の必要性もあって、火葬・葬祭複合機能が希求されてくる。一家族にとって平均30年に1度しかない葬儀について、核家族の知識はないに等しいから、葬儀屋に代わって自治体で懇切に指導できる係員の育成も望まれる。

また、高齢化の進むなかで、今後ますます死に対する関心が高まり、死の尊厳性を重視する傾向が強まると予想され、火葬場もそれにふさわしい環境が求められよう。さらに、旧式の火葬場では、炉体の老朽化が著しく、とくに火葬炉棟の劣悪な環境の中での操業に従事する火葬技士たちの労働条件を早く改善しなければならない。

いま、こうした内と外からの環境変化の波をうけて、いくばくかの戸惑いと混乱を見せながらも、わが国の火葬場の一変は、すでに始まっている。

(日本大学理工学部)

[注]

- 1) 火葬場という研究対象について、先駆的な提言や、問題別研究の蓄積が発表されたのは、浅香勝輔・八木澤壯一(1983):『火葬場』大明堂, 251頁, が最初である。
- 2) 浅香勝輔(1992):大都市における民営火葬場の環境整備の方向性に関する基礎的研究, 第27回日本都市計画学会学術研究論文集, 253頁。
- 3) 火葬場という呼称を回避した最初の事例は、昭和12年(1937)9月に開設された「東京市公設瑞江葬儀所」であった。
- 4) 朝日新聞1987年10月13日付(千葉版)。
- 5) 浅香勝輔・八木澤壯一(1983):『火葬場』大明堂, 57~58頁。
- 6) 東京市(1934):『東京市域拡張史』東京市, 138~139頁。
- 7) 浅香勝輔(1991):港都横浜市における都市計画にかかわる火葬場の史的的研究, 日本建築学会計画系論文報告集, 429号, 124頁。

- 8) 前掲7), 同頁。
- 9) 大阪都市協会(1989):『大阪都市住宅史』平凡社, 付録地図。
- 10) 前掲7), 115頁。
- 11) 水上 勉(1993):『山の暮れに』のこと, それから, 青春と読書, 200号, 3頁。
- 12) ごく初期の例として, 神戸市編入前の, 現・神戸市の甲南火葬場などをあげることができる。
- 13) 浅香勝輔(1983):淀川左岸の各市の火葬場(野外歴史地理学研究所編『琵琶湖・淀川・大和川』大明堂), 198~199頁。
- 14) 外国では焼粉骨とする例が多い。
- 15) 駒宮功額(1991):火葬炉の安全管理, 環境施設会誌, 20号, 24~26頁。
- 16) 八木澤壯一(1991):火葬技術の変遷と現状(葬送の自由をすすめる会編『墓からの自由』社会評論社), 142~143頁。
- 17) 前掲7), 125頁。
- 18) 浅香勝輔(1990):墓地から出発した火葬場とその系譜, 地理, 35-8, 32~33頁。
- 19) 浅香勝輔(1986):中京圏の火葬場の立地・建築・設備の史的考察, 日本大学松戸歯学部一般教育紀要, 12号, 41~46頁。
- 20) 前掲7), 120~122頁。
- 21) 前掲5), 231~233頁。

ENVIRONMENTAL CHANGE AND URBAN CREMATORIES

Katsusuke ASAKA

It seems likely that, before the author started a study previously on crematories as one of the urban facilities, there were no existing studies of crematories carried out in the field of historical geography about the historical change, the location of crematory site, the structural details, and the regional characteristics.

This paper reports the results of a study which has been performed on the change of crematories caused by the internal factors such as the advancement of various equipments and that caused by the external effect coming from surrounding circumstances, by taking positive means such as the presentation of photographs mainly consisting of those of the building and structure.

Considering the meaning of the existence of crematories, the basic idea concerned has been clarified first. Then the appearance of different attitudes toward the crematory from city to city has been discussed on the basis of the difference between public and private as well as the difference in the relationship to city planning area.

Crematories newly developed in the first half of the 1970's were advanced ones discharging neither smell nor smoke, and hence giving no trouble to the neighboring inhabitants. Then a trend of renewing crematories began to appear at that time, but many crematories had come to the state of finding themselves in the central part of city due to the rapid expansion of urban area.

Accordingly, two types of cities appeared corresponding to the foregoing situation ; a group of cities took a measure of replacing the old crematory by a new one at the same site due to the difficulty of obtaining a new site, while another group of cities took a measure of constructing an up-to-date crematory at a quite new place departing from the former site.

In the present paper, the above-mentioned two cases are studied to clarify the effects caused by change of the surrounding circumstances, including the problems such as the harmony with urban area, the harmony with various public facilities, the accessible road, and the plan for green zones. Then the need of putting the crematory in good conditions, the requirements to be satisfied by the crematory site, and others are discussed.

Meanwhile, in spite of the environmental changes, there remain cities still employing wooden crematories of old type built around in the 1920's. Hence, the paper also includes the discussion of the way that such crematories should be in the future.